

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第 1 条関係）

1 個人所得課税

- (1) 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書に記載すべき事項の細目及び書式を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第 4 条の 4 の 2、別表第四関係）
- (2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除における農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置の同法の地域計画の特例に係る措置への改組に伴い、確定申告書に添付すべき書類を見直すこととする。（租税特別措置法施行規則第 17 条、第 22 条の 4 関係）
- (3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円特別控除の適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限る。）に買い取られる場合についてその農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定することに伴い、確定申告書に添付すべき書類を見直すこととする。（租税特別措置法施行規則第 17 条の 2、第 22 条の 5 関係）
- (4) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、買換え資産が令和 6 年 1 月 1 日以後に居住の用に供した又は供する見込みである家屋で、建築後使用されたことのないものである場合における本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第 18 条の 4 関係）
- (5) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用申請書の提出をした個人に係る添付書類の特例等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 関係）
- (6) 給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書に添付すべき書類から令和 5 年 1 月 1 日以後に居住の用に供する家屋に係るその年の 12 月 31 日における住宅借入金等の金額その他の事項を証する書類を除くこととする。（租税特別措置法施行規則第 18 条の 23 関係）

- (7) 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度について、適用申請書及び調書に記載すべき事項の細目並びに調書の書式を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第18条の23の2、別表第八(二)、附則第5条関係)
- (8) 給付金等の非課税について、対象となる金銭の貸付けの範囲に、母子家庭等対策費補助金を財源として都道府県等が行う金銭の貸付けで、児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的として、児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものを加えること等とする。
(租税特別措置法施行規則第19条の2 関係)
- (9) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特定の改修工事等と併せて行う増築、改築、その他の工事等に係る控除額の特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。
(租税特別措置法施行規則第19条の11の3 関係)
- (10) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合における本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第19条の11の4 関係)
- (11) 支払調書等の提出の特例の対象となる記録用の媒体から、磁気テープを除外することとする。(租税特別措置法施行規則第19条の16 関係)

2 法人課税

- (1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、観光地形成促進地域に係る措置における一の設備を構成する機械装置等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるものであることとの要件の判定の基礎となる特定民間観光関連施設の範囲の見直しを行うほか、産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる資産の範囲の細目等を定めることとする。
(租税特別措置法施行規則第20条の4 関係)
- (2) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特定非新規雇用者数及び移転型特定非新規雇用者数について記載された書類を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第5条の9、第20条の7 関係)
- (3) 給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度について、継続雇用者給

与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を計算する場合における継続雇用者となる国内雇用者から除かれる継続雇用制度の対象である者の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第5条の12、第20条の10関係)

- (4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる無線設備の要件の見直しを行うこととする。
(租税特別措置法施行規則第5条の12の2、第20条の10の2関係)

- (5) 沖縄の特定地域における工業用機械等の特別償却制度について産業イノベーション促進地域に係る措置の対象となる機械装置の細目等を定めるほか、沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却制度について適用を受ける場合に確定申告書等に添付すべき書類の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第5条の13、第20条の16関係)

- (6) 沖縄の認定法人の課税の特例について、対象となる期間を設立の日から同日以後10年を経過する日までの期間としない場合及びその場合における対象となる期間の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行規則第21条の17の2関係)

- (7) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における通算法人に係る欠損金の通算の特例について、認定事業適応法人の損金算入限度額が当初申告損金算入限度額と異なる場合等の認定事業適応計画に従って行った投資の額から控除する金額の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行規則第22条の12の2関係)

- (8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例における主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定基準を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第9条の9、第22条の18関係)

3 国際課税

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例における実体基準及び管理支配基準等について、特定保険外国子会社等の判定における一の内国法人等の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第22条の11関係)

4 資産課税

- (1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる既存住宅用家屋が昭和57年1月1日以後に建築された

住宅用家屋であることの証明又は確認を受ける場合の手続を定めることとする。

(租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 2 関係)

- (2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋が昭和 57 年 1 月 1 日以後に建築された住宅用家屋であることの証明又は確認を受ける場合の手続を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 23 条の 6 関係)

- (3) 農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴う所要の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 ～第 23 条の 8 の 2 関係)

(注) 上記の改正は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずる。(附則第 1 条、第 12 条関係)

- (4) 経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する資金交付契約に関する事項について記載がある実施計画に基づき行う組織再編成等に係る登記を受ける場合の手続を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 30 条の 3 関係)

5 消費課税

輸出酒類販売場制度について、日本国籍を有する者が免税酒類を購入するために必要となる書類及びその者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に提供を行う情報の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第 37 条の 4 関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則の一部改正（第 2 条関係）

- 1 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年財務省令第 56 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定に

よる改正前の租税特別措置法施行規則について、上記一 2（(7)を除く。）及び 3
と同様の改正を行うこととする。（令和 2 年改正前租税特別措置法施行規則第 20
条の 4、第 20 条の 7、第 20 条の 10、第 20 条の 10 の 2、第 20 条の 16、第 21 条の 17 の
2、第 22 条の 11、第 22 条の 18、第 22 条の 37、第 22 条の 60 の 2、第 22 条の 76 関係）
2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること
とする。（附則第 1 条関係）